

○南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例

平成18年1月1日

条例第209号

(目的)

第1条 この条例は、南丹市八木農村環境公園(以下「公園」という。)周辺のすぐれた農村景観の形成のため必要な事項を定めて、建築等の規制を行い、快適で魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、良好な景観を保全し、及び創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び同号に規定する建築物以外の工作物で、規則で定めるものをいう。

3 この条例において「広告物」とは、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及び専らこれを掲出し、又は表示する工作物等をいう。

(規制区域)

第3条 公園の敷地境界から300メートル以内の区域(以下「規制区域」という。)内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置しようとするときは、市長の許可を得なければならない。ただし、農村景観の形成への影響が軽微であるとして規則で定める行為を除く。

(許可申請等)

第4条 規制区域内において建築物等を建築しようとする者は、次の行為を行う前に市長に許可申請書を提出しなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可申請

(2) 建築基準法第6条第1項による確認の申請

2 市長は、前項の規定による許可申請書の提出があつたときは、規則で定める農村景観の形成に係る基準に基づき審査を行い、許可の可否を当該申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知をしようとする場合において、必要があると認めるときは、南丹市景観審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(適用の除外)

第5条 次の各号に規定する建築物等の建築、又は広告物等の設置については適用を除外することができる。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業

(2) その他市長が特に必要と認める事業

(助言又は指導)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による許可申請があった場合において、当該許可申請が規則で定める農村景観の形成に係る基準に適合しないと認めたときは、許可申請をした者に対し、農村景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をする場合において、必要があると認めるときは、南丹市景観審議会の意見を聴くものとする。

(勧告)

第7条 市長は、前条第1項の規定による助言又は指導に従わない者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告をする場合において、必要があると認めるときは、南丹市景観審議会の意見を聴くものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、違反行為を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第3条の規定に違反する者

(2) 第4条第1項の規定による許可申請をしない者

(聴聞)

第9条 市長は、前条の規定による命令をしようとするときは、意見陳述のための聴聞を行わなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又はその敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを関係者に掲示しなければならない。

(公表)

第11条 第8条の規定による市長の命令に違反した者及び次の各号のいずれかに該当する者は、その氏名を公表する。

(1) 第4条第1項の規定による許可申請において、虚偽の許可申請をした者

(2) 第7条第1項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に従わなかった者

(3) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者並びにその法人又は人に対しても前項の規定を適用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八木町農村景観形成に係る建築等規制条例(平成13年八木町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和7年6月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

		件数	内 訳													
			住宅	倉庫	太陽光発電設備	工場	送電用鉄塔	車庫	電柱・支線・支柱・支線柱	携帯電話基地局設備	住宅・倉庫	集会所	店舗	土石		
令和7年度(令和7年12月31日時点) 景観計画区域内行為届出状況																
山里自然エリア	建築物 新築	1	1													
	建築物 増築	2		1				1								
	建築物 改築	1	1													
	建築物 移転															
	建築物 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	11	10					1								
	建築物・工作物 新築	1									1					
	工作物 新築	3							3							
	工作物 増築															
	工作物 改築															
	工作物 移転															
	工作物 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	12							12							
	屋外における物件の堆積	1														1
合計		32	12	1				12	2	3		1			1	

伝統的景観重点エリア 届出状況 7 件

(社会教育課)

内容…小屋瓦屋根葺替・小屋壁修繕

鎌倉神社門修理(控柱の取替)

バス駐車場アスファルト舗装

伝承文化の館嵩上げ基礎工事 ※工事中止

既存防火水槽の撤去及び耐震性地下貯水槽の新設

伝承文化の館解体工事

南側倉庫解体工事

南丹市景観条例

■ 基本理念

「市民も来訪者も みんな“ほっ”とできる癒しのまち 南丹市」

住む人が「ここに住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と愛着と誇りを持ち、訪れた人々が「また訪れたい」「ここに住んでみたい」と感じる魅力ある景観の形成をめざします。

■ 基本目標

- ・人々が安心していきいきと暮らし、景観に癒されるまちづくり
- ・自然と歴史・文化が織りなす景観に自信と誇りをもてるまちづくり
- ・農林水産業などの地域産業と景観資源をともに生かしたまちづくり



市民の皆さまと一緒に、優れた景観を守り育てていくため、
ご理解とご協力をお願いします。

■ 景観まちづくりを進めるために

私たちの住む南丹市は、美しい四季や緑豊かな里山、歴史ある集落など優れた景観に恵まれています。良好な景観の保全と形成には、市民・事業者・行政が同じ目標と統一した方針のもと、日々これを実践していくことが必要です。

■ 南丹市景観計画区域

景観計画の対象区域は、「**南丹市美山町地域**」です。

貴重な財産である良好な景観は、市民・事業者・行政が協働することにより次世代に引き継いでいかなければなりません。これまでから住民と行政が一体となって、景観に配慮したまちづくりを進めてきた美山町地域を、市の景観行政の先導的モデルと位置づけ、『景観計画区域』としています。

<美山町地域で建築等を行う場合は、事前の届出が必要です>

※届出が必要な行為や、守ってもらう基準の概要を裏面に掲載しています。

※南丹市伝統的建造物群保存地区条例における許可を受けた行為の届出は不要です。

届出が必要な行為

■ 工作物

新築・増築・改築・移転・色の塗替えなど、高さが8mを超えるものまたは、築造面積が10㎡を超えるもの

■ 土地の形質変更

面積が1,000㎡を超えるもの、または、生じる法面・擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの

■ 屋外における土石、廃棄物、その他物件の堆積

高さが3mを超えるものまたは、堆積する面積が300㎡を超えるもの

■ 建築物

新築・増築・改築・移転等すべての行為

■ 屋根や壁の塗替え等

外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更について、変更する部分の面積が正面から見て10㎡を超えるもの

屋根や外壁を元の色に塗りなおす場合も届出が必要です

南丹市景観形成基準（守ってもらう基準：建築物について）

高さ

15m以下

形態・意匠

周辺の景観と調和した形態意匠とする

門・塀・柵

自然景観や町並み景観に配慮する

緑化・植栽

敷地内の緑化に努める

※マンセル表式系とは

色彩を、色の三属性（色相・彩度・明度）によって表す数値

屋根・外壁の色彩について

- 建築物の屋根・外壁の色彩は、下記に示したマンセル表式系で示した彩度・明度の範囲とする。ただし、外壁を正面から見て10%未満のアクセントカラーとして使用する部分はこの限りでない。
- 太陽光パネルを設置する場合は屋根や外壁の色彩と調和したものとする。

	使用する色相	彩度	明度
屋根	赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)	2以下	1~6
	黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)		
	無彩色(N)	-	
外壁	赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)	6以下	1~9
	黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)	2以下	
	無彩色(N)	-	

景観条例についてのお問合せ先

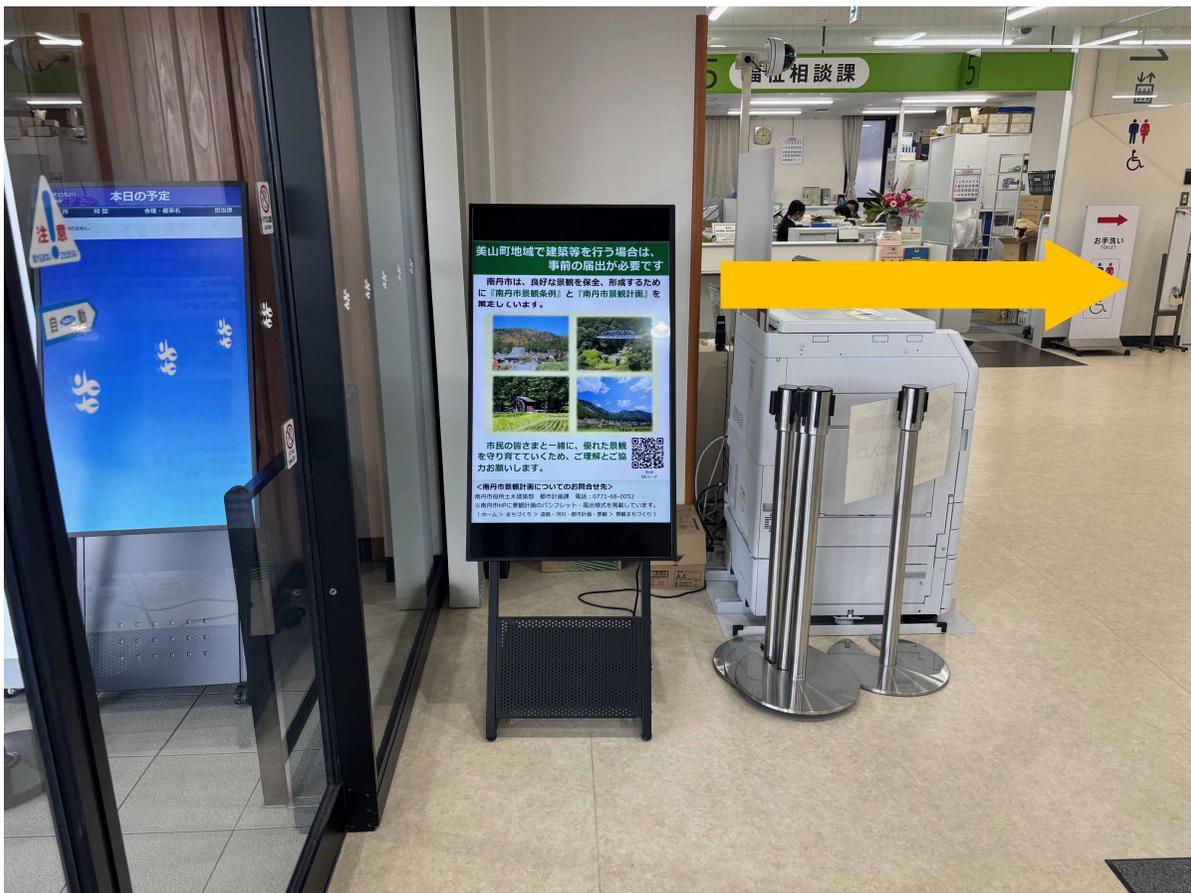
南丹市役所土木建築部 都市計画課 電話：0771-68-0052

※南丹市 HP に景観計画のパンフレット・届出様式を掲載しています。

(ホーム > まちづくり > 道路・河川・都市計画・景観 > 景観まちづくり)



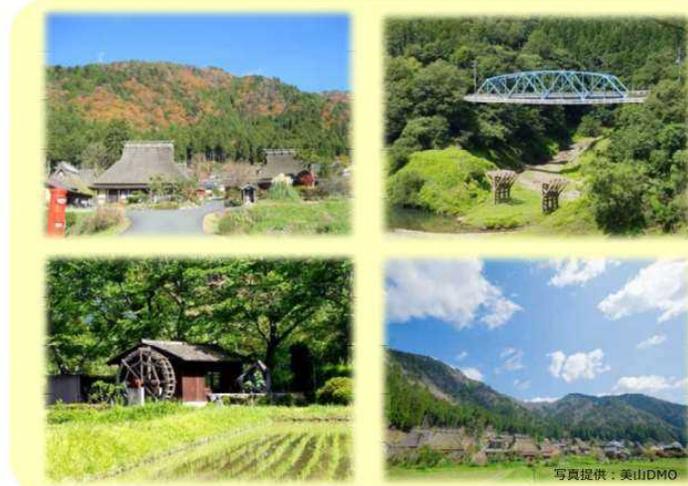
市 HP
QR コード



【中央庁舎 1 階入口付近】

美山町地域で建築等を行う場合は、
事前の届出が必要です

南丹市は、良好な景観を保全、形成するために『南丹市景観条例』と『南丹市景観計画』を策定しています。



市民の皆さまと一緒に、優れた景観
を守り育てていくため、ご理解とご協
力をお願いします。



市HP
QRコード

＜南丹市景観計画についてのお問合せ先＞

南丹市役所土木建築部 都市計画課 電話：0771-68-0052

※南丹市HPに景観計画のパンフレット・届出様式を掲載しています。

（ホーム＞まちづくり＞道路・河川・都市計画・景観＞景観まちづくり）